

「下関市成年後見制度利用促進基本計画」(案)へのパブリックコメント実施結果について

- 1 意見募集期間 令和4年1月4日～2月4日
- 2 意見応募状況 意見応募者数4名 意見件数4件
- 3 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No	計画（案）の該当箇所		意見の要旨	意見に対する市の考え方
	頁	項目等		
1	2	成年後見制度の種類	成年後見制度の種類について説明がなされてるが、もう少し詳しい内容をお願いしたい。判断力の低下が判明したときに、誰が家庭裁判所に申立てを行うことができるか等の説明があっても良いと思う。	ご指摘の内容を踏まえ、計画書の本文に説明を加えます。
2	14	制度に関する理解の促進	法定後見制度の利用については、強い抵抗感がある。本人の権利を守る制度とのことだが、自らの行為能力を強く制限されてしまうように感じられ、どうしても利用する気持ちになれない。 本計画では任意後見制度についてはあまり触れられていないが、自らの希望も踏まえた内容にするのであれば、任意後見制度の利用が適切かと思う。 いかに自身の老後に備えるかという視点で成年後見制度の利用を検討している者も多いと考え、行政には、相談者に対して任意後見制度の案内も積極的に行ってほしいと感じた。	法定後見制度は、判断力が低下した状態で発見され、速やかに本人の権利を守る必要がある方に対して有効な手段の一つです。支援機関から行政に寄せられる相談の多くは、既に判断力が低下した方への支援に関する内容であることから、本計画にも法定後見制度に関する記載を多く盛り込んでおります。 近年、終活という言葉を目にする機会が増えたこともあり、ご自身やご家族の今後を見据えて成年後見制度の利用を検討しているというお声も少しずつ増えてまいりました。 市民に対して、法定後見制度だけでなく、任意後見制度の利用についてもご案内できるよう今後も努めてまいります。

No	計画（案）の該当箇所		意見の要旨	意見に対する市の考え方
	頁	項目等		
3	15	ネットワークのイメージ図	成年後見制度に関わる専門職団体は、三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）以外にも行政書士会や税理士会等がある。 今後、現在記載のない団体についてもネットワーク（協議会）に参加できるようにして欲しい。 また、これにあわせて、ネットワークのイメージ図を、「弁護士会」「司法書士会」「社会福祉士会」とせずに「専門職団体」としてはどうか。	本市におけるネットワークのイメージは、下関市成年後見制度利用促進協議会の構成員が４年にわたる協議を経て作り上げてきたといった経緯から、今回の表記としました。 本計画を進める中で、行政書士会や税理士会をはじめとした専門職団体の皆様にご意見を伺い、本市の実情にあった取組を共に考えていくことができるような仕組みは今後必要になると感じております。 ご意見を踏まえ、計画書の本文には、多くの専門職団体や関係機関と連携を図り、強固なネットワークを構築していく旨を記載いたします。
4	15 ・ 17	成年後見制度の担い手の拡充	NPO法人の拡充を図るため、市として働きかけを行うとともに、法人の立上げ活動に要する経費の支援に積極的に取り組む必要がある。	法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制を構築するためには、本市の現状を正しく把握する必要があると考えております。令和３年度から法人後見実施団体との意見交換会や実態調査を実施しており、これらの結果をもとに、本市の実情にあった法人後見支援の在り方を検討していく予定としております。